

■ 清水坂あじさい荘デイサービス料金表

平成29年4月1日

(1) 利用料
(通所介護)

		一日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担	
			1割負担	2割負担
サービス提供時間が 3時間以上5時間未満	要介護1	4,142円	415円	829円
	要介護2	4,752円	476円	951円
	要介護3	5,373円	538円	1,075円
	要介護4	5,973円	598円	1,195円
	要介護5	6,594円	660円	1,319円
サービス提供時間が 5時間以上7時間未満	要介護1	6,234円	624円	1,247円
	要介護2	7,368円	737円	1,474円
	要介護3	8,502円	851円	1,701円
	要介護4	9,635円	964円	1,927円
	要介護5	10,769円	1,077円	2,154円
サービス提供時間が 7時間以上9時間未満	要介護1	7,150円	715円	1,430円
	要介護2	8,447円	845円	1,690円
	要介護3	9,788円	979円	1,958円
	要介護4	11,128円	1,113円	2,226円
	要介護5	12,469円	1,247円	2,494円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護福祉士を介護職員の50%以上配置した場合		196円	20円	40円
個別機能訓練加算(Ⅱ) ※1回あたり		545円	55円	109円
入浴費 ※1回あたり		545円	55円	109円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(5.9%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割または2割となります。(平成30年3月31日までの間)				

(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)

		一日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担	
			1割負担	2割負担
サービス提供時間が 3時間以上5時間未満	要支援1	4,850円	485円	970円
	要支援2	5,384円	539円	1,077円
	要介護1	5,559円	556円	1,112円
	要介護2	6,114円	612円	1,223円
	要介護3	6,670円	667円	1,334円
	要介護4	7,226円	723円	1,446円
	要介護5	7,782円	779円	1,557円
サービス提供時間が 5時間以上7時間未満	要支援1	7,335円	734円	1,467円
	要支援2	8,185円	819円	1,637円
	要介護1	8,480円	848円	1,696円
	要介護2	9,384円	939円	1,877円
	要介護3	10,289円	1,029円	2,058円
	要介護4	11,183円	1,119円	2,237円
	要介護5	12,088円	1,209円	2,418円

サービス提供時間が 7時間以上9時間未満	要支援1	8,349円	835円	1,670円
	要支援2	9,319円	932円	1,864円
	要介護1	9,646円	965円	1,930円
	要介護2	10,682円	1,069円	2,137円
	要介護3	11,728円	1,173円	2,346円
	要介護4	12,774円	1,278円	2,555円
	要介護5	13,810円	1,381円	2,762円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護福祉士を介護職員の50%以上配置した場合		196円	20円	40円
入浴費 ※1回あたり		545円	55円	109円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(10.4%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割または2割となります。(平成30年3月31日までの間)				

(北区介護予防通所事業)

		一月あたりの 利用料金	一月あたりの自己負担	
			1割負担	2割負担
基本料金	要支援1・事業対象者	17,952円	1,796円	3,591円
	要支援2・事業対象者	36,809円	3,681円	7,362円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護福祉士を介護職員の50%以上配置した場合	要支援1・事業対象者	784円	79円	157円
	要支援2・事業対象者	1,569円	157円	314円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(5.9%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割または2割となります。(平成30年3月31日までの間)				
運動器機能向上加算 ※1月あたり		2,452円	246円	491円

ただし、北区介護予防通所事業に係る基本料金については、一月の中でサービス利用実績のない日があった場合は下表のとおり一回あたりの単価によります。

対 象	一回あたりの 利用料金	一回あたりの自己負担	
		1割負担	2割負担
要支援1・事業対象者	4,120円	412円	824円
要支援2・事業対象者	4,240円	424円	848円

(予防通所サービス・生活機能向上通所サービス)

・基本サービス費

サービス	利用回数	一回あたりの 利用料金	一回あたりの自己負担	
			1割負担	2割負担
予防通所サービス	要支援1:週1回(月5回上限)	3,575円	358円	715円
	要支援2:週1回(月5回上限)			
	要支援2:週2回(月10回上限)			
生活機能向上 通所サービス	事業対象者:週1回(月5回上限)	2,855円	286円	571円
	要支援1:週1回(月5回上限)			
	要支援2:週1回(月5回上限)			
	要支援2:週2回(月10回上限)			

・加算

加算	サービス	利用料金	自己負担	
			1割負担	2割負担
入浴介助加算 ※1回あたり	予防通所サービス	545円	55円	109円
	生活機能向上通所サービス			
運動器機能向上加算 ※1月あたり	予防通所サービス	2,452円	246円	491円
	生活機能向上通所サービス			

サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ) ※1月あたり	予防通所サービス(要支援1)	784円	79円	157円
	予防通所サービス(要支援2)	1,569円	157円	314円
	生活機能向上通所サービス(事業対象者)	784円	79円	157円
	生活機能向上通所サービス(要支援1)	784円	79円	157円
	生活機能向上通所サービス(要支援2)	1,569円	157円	314円
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※1回あたり	予防通所サービス	239円	24円	48円
	生活機能向上通所サービス	207円	21円	42円

(2) 昼食代 1食あたり 600円(昼食550円、おやつ50円)(全額自己負担)

(3) 通常の営業区域を越えた場合の交通費

- ① 東京都北区内にお住まいの方は無料です。
- ② それ以外の地域にお住まいの方は、送迎サービスを実施するための交通費の実費を負担していただきます。送迎車を使用した場合の交通費は、区境を越えて片道1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円を負担していただきます。

(4) その他

- ① 上記のほか、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。
- ② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。
その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日東京都北区介護保険課窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
- ③ 介護保険適用の利用の場合、端数処理の関係上、上記介護保険適用時の自己負担額に円単位で誤差が生じることがあります。
- ④ 生計困難者に対する利用者負担額軽減適用時、確認書記載内容に応じた軽減が受けられます。